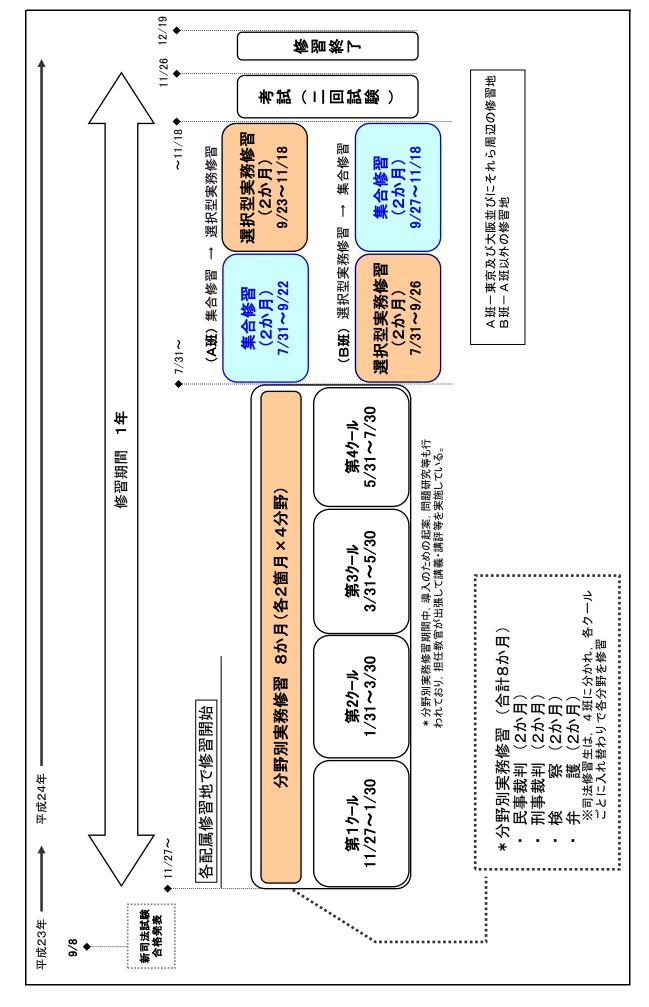
司法修習生採用者数

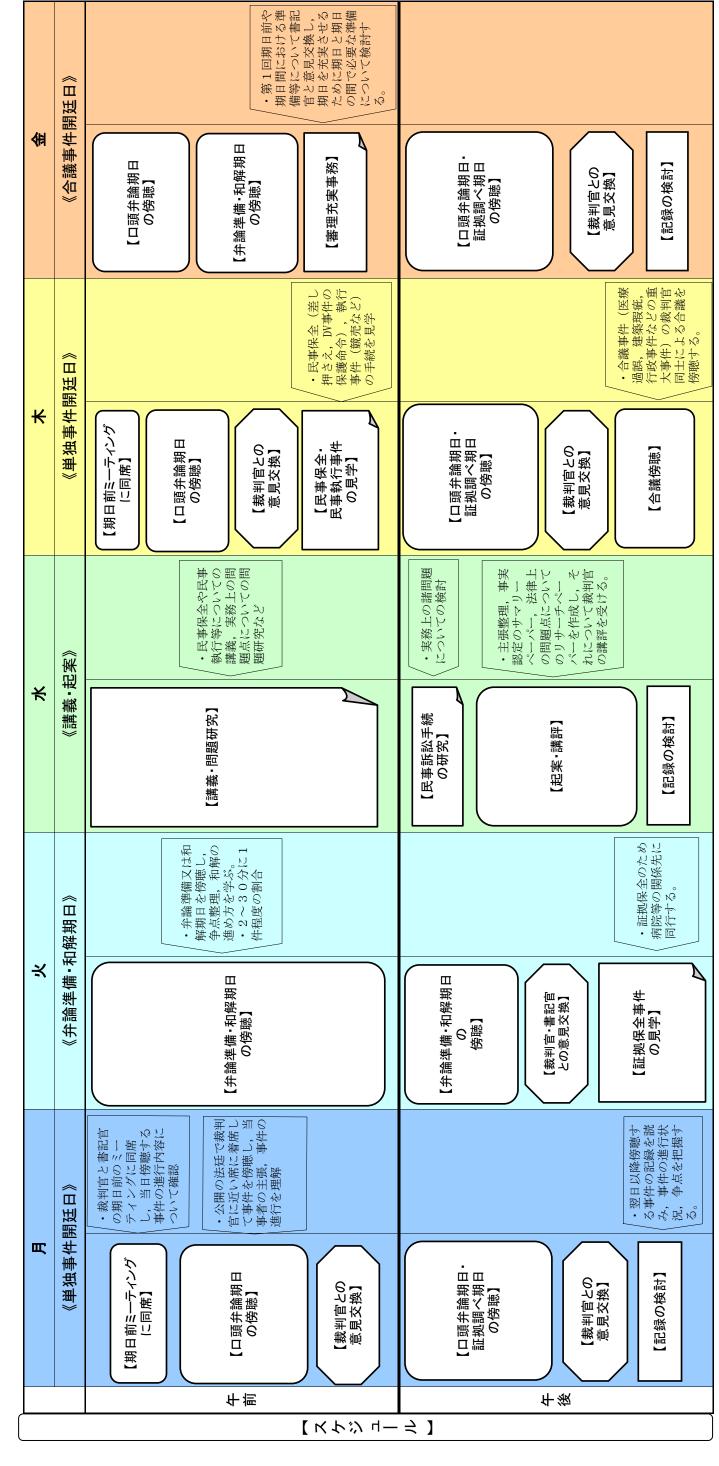
採用年度	期別	人数
平成14年度	第56期	1,007
平成15年度	第57期	1,183
平成16年度	第58期	1,188
平成17年度	第59期	1,499
平成18年度	現行第60期	1,455
十八 10 十尺	新第60期	991
亚世10年度	現行第61期	568
平成19年度	新第61期	1,812
平成20年度	現行第62期	261
	新第62期	2,043
平成21年度	現行第63期	150
十成21年度	新第63期	2,021
平成22年度	現行第64期	102
十八44年及	新第64期	2,022
亚宁00左座	現行第65期	73
平成23年度	新第65期	2,001
平成24年度	第66期	2,035

新第65期司法修習日程



(民事裁判)について 分野別実務修習

- 実際の事件を通じて、裁判官から直接の指導。 不動産明渡し等)を中心に, 裁判官が単独で担当する訴訟事件(貸金返還, 置み、 裁判官室に席を 司法修習生は, 0
- 弁論準備, 和解等の期日に立ち会い, 裁判官と質疑応答や意見交換 ロ頭弁論, 証拠調べ, 事前に事件記録を検討した上で 0 【藍椒】
 - 文書を起案。 認定について検討したり,法律上の問題点について調査・検討して, 主張の法的な分析・整理や事実 0
- 書記官事務などについても随時修習。講義・問題研究なども実施 民事執行等の事件, 合議事件や証拠保全・民事保全・ 0



非公開の手続。 # Ш • 和解期 弁論準備 公開の法廷で実施されているが、 Ħ Ħ Ш 一解グ 証拠調 Ш 口頭弁論期 **※**

の勉強会や修習生同士の勉強会も随時実施 時間外に、裁判官主催 0

集合修習の実例(新65期A班)

※ 集合修習期間:8月3日~9月21日

・経験豊かな実務家による 国際人権法全般の講演

- 〇 <u>カリキュラムのねらい</u> ・汎用的かつ実践的な事 実認定能力の修得

〇 講評方法

- ・班別討論や双方向,多 方向の指導を実施(結論自体ではなく,結論に至る理由やプロセスを考えさせることに重点)
- カリキュラムのねらい・判例、実体法の理解を 踏まえ、法的に意味の ある事実を抽出して構 成する力の涵養
- 証拠を多角的観点から 検討し、説得的に論証 する能力の養成
- 弁護士倫理に関する討 論及び解説
- ・弁護士懲戒制度につ いての講義
- ・性犯罪事案を素材に、 犯罪被害者に対して配 慮すべき事項について の問題研究
- ・検察教官のみならず裁 判教官、弁護教官も参 加して解説等を実施

_						
	月/日	曜日	1限目 (9:50~11:40)	2限目 (12:40~14:30)	3限目 (14:45~16:35)	
	8 / 27	月	刑裁起到	刑裁起案1講評		
	28	火	全共特別講義	- 一		
	29	水		刑弁起案2(即日)		
	30	木	刑弁問題研究 2 (少年)	検察起乳	案 1 講評	
	31	金		刑裁起案 2 (即日)		
	9 / 3	月		検察起案 2 (即日)		
	4	火	民共演習3準備 民弁起案1講評			
	5	水				
	6	木	<u>民弁起案 2 (即日)</u>			
	7	金	I	民共演習3(交互尋問)		
	10	月	<u>弁共演習</u>	刑弁起劉	案2講評	
	11	火	民共演習 4 (講評)	刑共	:演習 ▶	
	12	水	刑共演習			
	13	木	刑共	刑共演習 検察問題研究 (被害者)		
				*		

和解交渉のロールプレイ

- ・和解交渉を実践
- ・裁判,弁護教官による講 評等を実施

O カリキュラムの内容

- ・勤務先において部下に暴力を振るったとされる傷害事件を素材に、主たる争点及びこれに関する検察官立証の構造分析
- ・弁論要旨の一部(被害者 供述の検討)
- O_<u>カリキュラムのねらい</u>
- 間接事実を踏まえた総合 判断の重要性,供述証拠 の信用性判断の手法など の理解
- ・事実認定能力等の深化

〇 カリキュラム内容

- 裁判官、検察官、弁護人等に分かれ、事前準備の上、公判前整理手続を実践
- ・裁判、検察、弁護教官による解説等を実施ウカリキュラムのねらい
- ・適切に争点及び証拠を整理し、審理計画を策定するために果たすべき役割の重要性を認識

〇 カリキュラム内容

- ・法律相談において契約書 案の検討を依頼された事 案を素材に契約書案修正 案の作成,依頼者から聴 取すべき事項の検討,交 渉戦略の検討等
- カリキュラムのねらい・契約書のリーガルチェックにおいて考慮すべき事項や考え方を実践的に体得

凡例

_____ 〈科目名〉

14 金

※「民裁」=民事裁判 「刑裁」=刑事裁判 「検察」=検察

刑裁起案2講評

「民弁」=民事弁護 「刑弁」=刑事弁護

※ 「弁共」=弁護科目共通カリキュラム 「民共」=民事裁判・民事弁護共通カリキュラム

「刑共」=全科目共通のカリキュラム 「全共」=全科目共通のカリキュラム

〈カリキュラム内容〉

「講義」=教官等による講義

「起案」=修習記録等に基づく事実認定や法的分

民共講義 (契約)

析などの課題についての起案

「演習」=より実践的・実務的な課題の検討を内 容とするカリキュラム

「問題研究」=実務上の重要な問題点 について検討するカリ キュラム

民事裁判起案における課題例

1 事案の概要

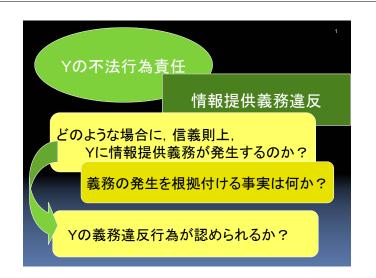
本件は、原告(X)が、被告(Y)に対し、原告が事務所として使用する予定で建築を計画しているという建物(延べ床面積450平方メートル以上。本件計画建物)の敷地(東京都A区内の土地(本件土地))を購入するに当たり、①本件計画建物の建築可能性を判断するため、原告と被告との間で、平成20年8月31日、本件計画建物に関する設計・監理契約(本件設計・監理契約)を締結したから、被告は、原告に対し、誤った情報を提供して原告の本件土地購入に関する判断を誤らせてはならない義務を負っていた、②仮に本件設計・監理契約が締結されていないとしても、被告は原告に対して信義則上同様の義務を負っていたところ、被告は、建築基準法の日影規制及びA区の定める高度地区内の斜線制限を見落とし、本件土地上には延べ床面積450平方メートル以上の建物を建築することはできないのに、これを建築することができるかのように原告に説明したため、原告は、計画通り本件計画建物を建築することができるものと誤信して本件土地を購入し、その諸経費相当額の損害を被ったとして、債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償等の支払を求めた事案である。

2 起案事項の概要

上記事案について,①訴訟物を記載すること,②設計監理契約の締結に関する立証の見通しを記載すること,③被告に義務違反があるかについて,判断に当たって考慮すべき事項とその認定根拠を明示しつつ,結論及び理由を記載することなどを求めた。

3 説明資料

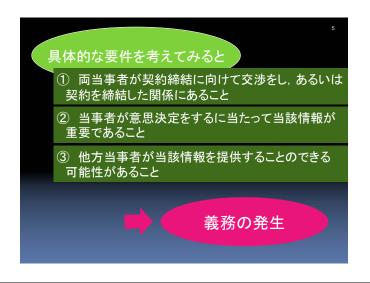
別添のとおり。



情報提供義務の発生根拠 当事者間に情報格差があるため、契約自由 が実質的に失われるおそれがある場合に、 契約自由を実質的に回復するために情報 提供義務を課すことが要請される。 特に、専門家については、社会的信頼に応 じた責任が発生するのは当然ともされる。

グル一プ討論の課題 ① 情報提供義務を発生させる事実の構造は どのようなものか。 ② そのうち、本件でポイントになりそうな事実 は何か。その事実は認定できるのか。 ③ 9月14日のBの行為についてどのように考 えるか。

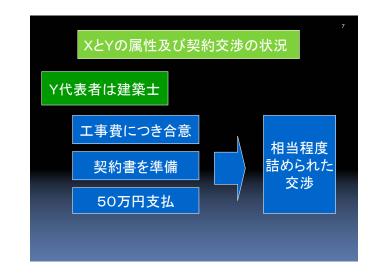


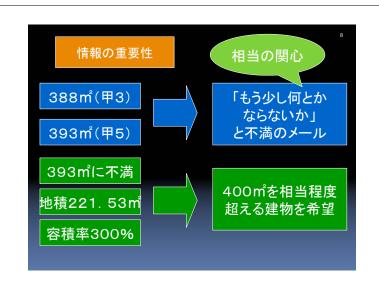


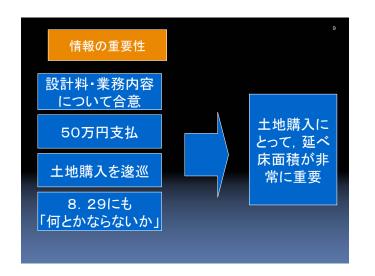
本件でこれを考えてみよう。

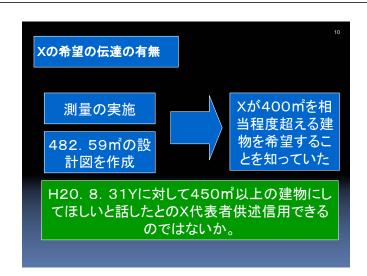
① XとYの属性及び設計・監理契約の締結をめぐる交渉の状況
② 本件土地上に延べ床面積450平方メートル以上の建物を建築することができることが、Xが本件土地を購入するに当たって重要な前提であったこと
③ Yは、そのことを知っており、かつ、本件土地上に上記建物を建築し得るか否かを判断することができる知識や能力があったこと

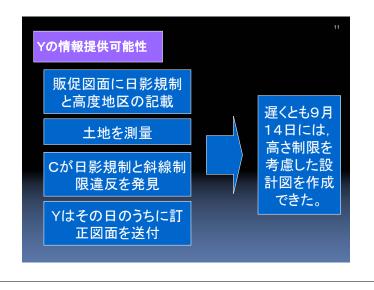
本件で情報提供義務の発生時点はいつか?











選択型実務修習の概要

〇 個別修習プログラム(例)

(*裁判所提供プログラム)

<u>特殊事件部</u>:特殊事件部(行政,破産再生,執行,保全,交通,労働,商事,建築等)において,当該分野の実務を学ぶ。

| 大事・刑事通常部 : 分野別実務修習の民事裁判修習・刑事裁判修習を補完し、深化させる観点から、少人数(1グループ3人程度)を対象に、分野別実務修習で触れる機会のない事件を含め、より密接な指導を行う。

(*検察庁提供プログラム)

検察関連機関見学:検察関連機関の職員による講義及び庁舎等見学(拘置所, 少年院,麻薬取締部等)を通じて,これらの機関と検察の関わり,犯罪及び捜査 に関する認識を深める。

捜査補完 : 分野別実務修習の検察修習を補完し、深化させる観点から、少人数を対象に、数件の身柄事件を対象にして、捜査方針の検討、取調べ、起訴状の起案等につき、より密接な指導を行う。

(*弁護士会提供プログラム)

消費者問題: 消費者問題について第一線で活躍している弁護士らによる 講義・ゼミナールへの参加,「金融商品110番」面接相談への立会い,東京都 消費者生活総合センターの見学等を行う。

人権問題 : 外国人問題,ハンセン病元患者に対する差別,障がいのある人の問題等取り上げるとともに,入国管理局,ハンセン病療養所等の見学等を行う。

<u>企業法務部体験</u>:企業の法務部の役割に関する講義のほか,契約書作成・審 査,社内打合せ,コンプライアンスに関する報告書案作成等を通じて,企業法務 への理解を深める。

子どもの権利関連事件 : 子どもの権利に関連する事件において,模擬面接,付添人意見書の骨子起案・模擬審判を通じて,付添人活動を実践するとともに,関連施設の見学等を行う。

〇 全国プログラム(例)

知的財産部(東京・大阪) : 東京・大阪にのみ存在する知的財産権訴訟専門部において、実務を学び、特許庁の見学も行う。

法務行政 : 法務省各部局職員による講義, 同演習, 関連施設見学等により, 法務省の機構を知るとともに, 各部局の役割・連携の実際について理解を深める。

弁護士事務所(知財・渉外・大規模) : 東京・大阪にある特殊弁護士事務所(知的財産権, 渉外, 大規模事務所)において、当該分野の弁護士業務及び事件処理に接する。

法テラス事務所 :様々な規模,類型の法テラス事務所の業務内容を見学し,スタッフ弁護士の活動を体験する。

国際協力(法整備支援) : 国際協力機構 (JICA) が実施する開発途上国に対する法整備支援実施業務について理解を深める。

国連難民高等弁務官事務所 : 国連機関(国連難民高等弁務官事務所)の業務内容を 学び、援助対象者に関する判例法の分析、難民認定申請者への法律扶助受給資格 のアセスメントに資する職員補助等を行う。

国際労働機関(ILO) : ディーセントワーク (働きがいのある人間らしい仕事)を中心として,機関の活動内容を学び,国際労働基準等を国内で普及するための広報活動の補助,労働法制に関する情報収集,ILO本部が担当する日本案件の翻訳等を行う。

○ 自己開拓プログラム(例)

* 官公庁及びその他関係機関

··· 厚生労働省,中央労働委員会,公正取引委員会,特許庁,県庁・市役所,公証役場,警察署,児童相談所

* 民間企業等

一般企業法務部(銀行,保険会社,メーカー,IT企業,電気通信事業等),新聞社・放送局,会計事務所(税理士,公認会計士),特許業務事務所,司法書士事務所,病院・医療関係機関,労働組合,私立中学校・高等学校

導入的教育の概要について

【修習開始前】

- 1 「司法修習開始までの準備について」の配布と事前課題
- (1) 司法修習の概要及び事前準備についての一般的説明
- (2) 各教官室からのガイダンス(各修習の目的, 概要, 心構え等についての説明)
- (3) 各教官室による事前準備の指示, 事前課題の設定
 - (例) 民事裁判
 - 民事実体法及び手続法、民事訴訟実務の基礎についての理解の確認
 - 「民事訴訟における事実認定ー教材記録ー」を利用した具体的事案 における事実認定についての検討
 - 「民事訴訟における争点整理ー教材記録ー」を利用した具体的事案 における争点整理についての検討
- 2 司法試験合格者DVD(出身法科大学院等において視聴させるもの)
 - (1) 司法修習全般についての留意事項の説明
 - (2) 各教官室からのガイダンス(各修習の目的, 概要, 心構え等についての説明)
- 3 実務修習ガイダンス
 - 各配属庁会において、各修習の概要、心構え等についての説明

【修習開始後】

1 民事裁判

- O 配属部等によるガイダンス (民事裁判修習の概要, 心構え等についての 説明)
- 〇 「民事訴訟における事実認定」に関するDVD(「民事訴訟における事実 認定-教材記録ー」を前提とするもの)の視聴及び検討
- 〇 「民事訴訟における争点整理」に関するDVD(「民事訴訟における争点 整理-教材記録ー」を前提とするもの)の視聴及び検討
- 〇 導入起案(修習記録を使用して主張分析,事実認定の基礎等について起 案させ、教官がその解説等を各地において行うもの)

2 刑事裁判

- O 配属部等によるガイダンス (刑事裁判修習の概要, 心構え等についての 説明)
- 「刑事第一審公判手続の概要」に関するDVD(「刑事第一審公判手続の解説(概要)」及び「同(参考記録)」を前提とするもの)の視聴及び検討
- 〇 導入起案(修習記録を使用して事実認定及び刑事手続上の問題点等について起案させ、教官がその解説等を各地において行うもの)

3 検察

- O 指導係検事等による講義 (検察実務に関する基本的事項等についての説明)
- 〇 模擬弁解録取等の演習
- 〇 検察導入講義(修習記録を使用して事件処理及び捜査の方針,犯人性の 検討等について起案させ,教官がその解説等を各地において行うもの)

4 弁護

- 弁護導入講義(事前課題を設定して起案をさせた上で,教官等が全国一斉 送信で講義,解説等を行うとともに,各地の弁護士会において講義を行う もの)
- 〇 弁護出張講義(事前課題を設定して起案をさせた上で,修習記録を使用して答弁書や弁論要旨を起案させ,教官がその解説等を各地で行うもの)

司法修習生考試に関する資料

年 度	期	応試者数	不合格者数
新第60期		1,055	76 (7.2%)
平成19年度	初めて受験した者	986	59(6.0%)
亚子00左连	新第61期	1,844	113 (6.1%)
平成20年度	初めて 受験した者	1,811	101(5.6%)
亚代01年度	新第62期	2,067	75 (3.6%)
平成21年度	初めて受験した者	2,044	70(3.4%)
亚子00左连	新第63期	2,039	90 (4.4%)
平成22年度	初めて 受験した者	2,016	85(4.2%)
平成23年度	新第64期	2,047	56 (2.7%)
平成23平度	初めて 受験した者	2,024	56(2.8%)
	現行・新第65期	2,126	46 (2.2%)
平成24年度	新第65期	2,052	41 (2.0%)
	初めて 受験した者	1,995	38(1.9%)

- 注 1 不合格者数には、病気等により司法修習生考試を欠席した者が含まれる。
 - 2 応試者数,不合格者数には,再受験者数も含まれる。